小規模な営業者向け (食品を取り扱う従業員 50 名以下)

食品衛生管理セミナー (食品を取り扱う従業員 50 名以) 「HACCP が 2021 年 6 月から完全義務化に!」

改正食品衛生法により、2020年の6月から食品を扱う全事業者に対してHACCPによる衛生管理の義務化が行われ、1年間の猶予期間を経て、2021年6月からHACCPの完全制度化が開始されます。

食品を取り扱う従事者が50名未満の事業所(以下:小規模な営業者等)にも、簡略化された「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」への取り組みが求められています。

今回は、小規模な営業者等に向けた内容のセミナーを開催いたしますので、ご参加くださいますようお願いいたします。また、後日、当所ホームページにもセミナーの内容を掲載いたします。

事業者が行政指導に従わない場合には、改善が認められるまでの間、営業の禁停止などの行政処分が行われることがありますので、この機会をぜひご活用ください。

開催日時: 2021年5月17日(月)10:00~12:00

開催場所:小田原箱根商工会議所(新会館) 2階 大会議室

※セミナー参加者の皆様は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

内容:

第1部 「衛生管理のポイントと危機管理について」

第2部 「小規模事業者向けHACCP導入による

衛生管理計画策定について」

第3部 質疑応答

講師:青野吉雄 氏(コンサルオフィスA 代表)

小田原コンサルティンググループ所属

工業ものづくり部会員

受講料:無料 定員:50名(先着順)

主 催 小田原箱根商工会議所 経営支援部

商業・工業ものづくり・観光飲食部会

【お問い合わせ】

小田原箱根商工会議所(担当:小林・米山・樋口) 電話:0465-23-1811 FAX:0465-22-0877

※ご参加にあたっては、手指の消毒、マスクの着用をお願いします。 また、当日、体調がすぐれない方は受講をご遠慮ください。

HACCP (ハサップ) とは…

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や 異物混入等の危害要因 (ハザード) を あらかじめ把握した上で、原材料の入 荷から製品の出荷に至るすべての工 程の中で、それらの危害要因を除去又 は低減させるために特に重要な工程 を管理し、製品の安全性を確保しよう とする衛生管理の手法です。 この手法は、国連の国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) の 合同機関である食品規格(コーデック

ス) 委員会から発表され、各国にその · 採用を推奨している国際的に認めら 『 れたものです。(厚生労働省 HP より) *

食品衛生管理セミナー申込書 (FAX: 0465-22-0877)

期日: 2021年5月17日(月)

事業所名		電話		
事 業 所所 在 地	₸	FAX		
参加者名				